

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業の海外における事業展開の促進を図るため、海外で開催される見本市・展示会・商談会等（以下「海外見本市等」という。）への出展、海外を対象とする市場調査および海外を対象とする販売促進活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象者は、中小企業経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するものであり、県税の滞納がない者とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表2のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、別表2に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第2号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交

付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては変更承認申請書(様式第3号)、第2号においては廃止(中止)承認申請書(様式第4号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費または事業内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または翌年3月29日のいずれか早い日までに、補助金事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表1 補助事業

1 海外見本市等出展事業
2 海外市場調査等実施事業
3 海外販売促進活動

別表2 補助対象経費、補助率および補助限度額

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
見本市等出展経費	見本市等への出展費	補助対象経費の1/2以内	500千円以上 1,000千円以内 (ただし、補助金の交付は、補助対象者あたり1回とする。)
輸送等経費	出品商品の輸送費、サンプル品輸送経費		
広告宣伝経費	海外向けのパンフレット、カタログ、パッケージ、サンプル品、ホームページ等の制作費、海外見本市等のための装飾やノベルティ製作費		
通訳・翻訳費	通訳、翻訳のための経費		
渡航・宿泊費	社員や依頼した専門家等が助成事業のため海外出張する際にかかる旅費(2名分2往復まで)		
委託費	市場調査を委託する際支払われる経費		

- (注) 1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。なお、海外見本市等の出展申込に伴う出展料および出展料と一体となった経費については、2020年4月1日以降に着手された経費を含む。
- 2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- 3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。
- 4 補助金申請下限額を500千円とする。

様式第1号

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金事業計画書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

補助金申請予定額 金 円

関係書類

- 事業計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 補助対象経費積算明細書（別紙3）
- 補助事業内容に関する補足説明資料
- 企業概要の分かる書類（会社案内パンフレット等）
- 定款の写し
- 過去2年間の損益計算書および貸借対照表の写し

様式第2号

年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第3条および滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

補助金交付申請額 金 円

関係書類

- 事業計画書（別紙1）※
- 収支予算書（別紙2）※
- 補助対象経費積算明細書（別紙3）※
- 役員名簿（別紙4）
- 誓約書（別紙5）
- 県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- その他事業内容を説明する資料等

※については、事業計画書から変更があったときのみ添付。

様式第3号

年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金に係る補助事業
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業
を下記のとおり変更したいので、滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱
第10条の規定により申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

（注）事業変更に係る事業計画書、収支予算書、補助対象経費積算明細書、その他事業変更内
容を説明する資料を添付すること。

様式第4号

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金に係る補助事業
廃止（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業
を下記のとおり廃止（中止）したいので、滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金
交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 廃止（中止）の理由

2 廃止（中止）後の措置

様式第5号

年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条および滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 事業実績報告書（別紙6）
- 収支決算書（別紙7）
- 補助対象経費支出明細書（別紙8）
- その他事業実績を説明する資料等

様式第6号

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

氏名 (法人等にあつては名称および代表者氏名) (印)

滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があつた上記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第15条および滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込口座

銀行名・支店名 :

口座種別 :

口座番号 :

(フリガナ)

口座名義 :